

平成26年第4回定例会提出 札幌市国民健康保険条例 改正のポイント

○出産育児一時金は、国民健康保険法及び札幌市国民健康保険条例第6条第1項に基づき支給、支給額は健康保険法施行令で定められた金額に合わせている。

○現在の出産育児一時金は39万円で、産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合は3万円を加算し42万円としている。

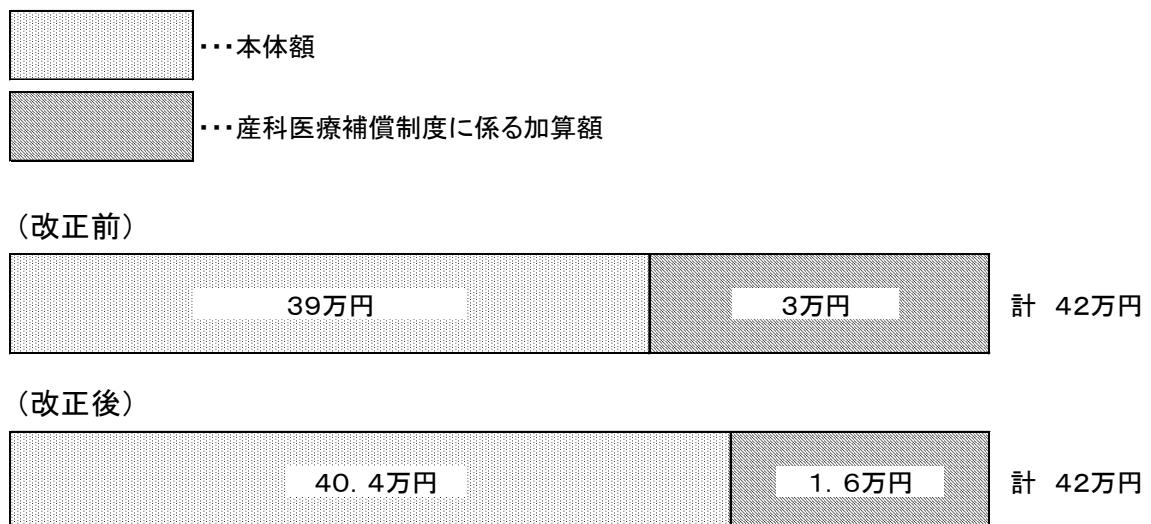
○平成27年1月から産科医療補償制度の掛金が3万円から1万6千円に引き下げられることに伴い、健康保険法施行令で出産育児一時金は39万円から40万4千円に引き上げられることになっている。

○本市も札幌市国民健康保険条例の改正案を本年12月に招集される平成26年第4回定例会に提案し、出産育児一時金40万4千円、加算1万6千円と改正することといたしたい。

※産科医療補償制度について

平成21年1月に創設された制度で、通常の妊娠・分娩にかかわらず脳性麻痺となったお子さんとそのご家族に対し補償金が支払われるもの。この制度は分娩機関が加入し掛金を支払うものだが、これにより出産費用が掛金分上昇することが予想されるため、出産育児一時金に加算して支給している。

○出産育児一時金条例改正前・改正後の支給額内訳



札幌市国民健康保険条例（昭和36年条例第9号）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>3.9万円</u>を支給する。ただし、規則で定める場合には、この額に<u>3万円</u>を加算する。</p> <p>2 (省略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4千円</u>を支給する。ただし、規則で定める場合には、この額に<u>1万6千円</u>を加算する。</p> <p>2 (省略)</p>	<p>出産一時金の額の改正</p>

事 務 連 絡
平成26年7月10日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

出産育児一時金等の見直しに伴う関係政令等の改正内容について

産科医療補償制度及び出産育児一時金については、平成26年4月21日の社会保障審議会医療保険部会において、産科医療補償制度における掛金の額を見直すこととする方針が決定され、また平成26年7月7日の同部会において、出産育児一時金の総額を42万円に維持することとする方針が決定されました。

これに基づき、今後、厚生労働省においては、健康保険法施行令（大正15年勅令243号（以下「健保令」という。））等の一部を改正するとともに、国民健康保険条例参考例（以下「国保条例参考例」という。）及び国民健康保険組合規約例（以下「国保組合規約例」という。）の一部を改正する予定ですが、あらかじめ、その改正の趣旨及び内容について、下記のとおりお知らせしますので、貴管下保険者及び関係団体等への周知等につき、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、この事務連絡については、厚生労働省保険局保険課と協議済みである旨を申し添えます。

記

第1 改正の趣旨

今回の改正は、産科医療補償制度の見直しと併せて出産育児一時金の金額を見直すものであること。

第2 改正の内容

1 健保令の改正関係

(1) 出産育児一時金の金額の見直し（健保令第36条関係）

出産育児一時金の支給について、健康保険法（大正11年法律第70号）第101条の政令で定める金額として健保令第36条に規定する「39万円」を「40.4万円」とすること。

なお、同条において、産科医療補償制度に加入する場合に、3万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算することとする規定自体は、見直さないこと（ただし、「保険者が定める金額」については、(2)のとおりとすること）。

- (2) 健保令第36条に規定する「保険者が定める金額」の見直し（「健康保険法施行令第36条における「保険者が定める金額」について」（平成20年12月5日付け保保発第1205001号厚生労働省保険課長通知関係））

健保令第36条に規定する「保険者が定める金額」については、産科医療補償制度における掛金が「3万円」から「1.6万円」に引き下げられることとなったため、「1.6万円」を基準とすること。

2 国保条例参考例及び国保組合同約例の改正関係

- (1) 出産育児一時金の金額の見直し

1 (1) を踏まえ、出産育児一時金の支給について、国保条例参考例第8条及び国保組合同約例第11条に規定する「39万円（何円）」を「40.4万円（何円）」とすること。

- (2) 国保条例参考例第8条及び国保組合同約例第11条に規定する加算額について

1 (2) を踏まえ、国保条例参考例第8条及び国保組合同約例第11条に規定する、健保令第36条の規定を勘案して必要があると認めるときに加算することとされている額については、「1.6万円」を基準とすること。

第3 施行期日

平成27年1月1日とすること。

脳性麻痺に関する産科医療補償制度の概要

産科医療補償制度の仕組み

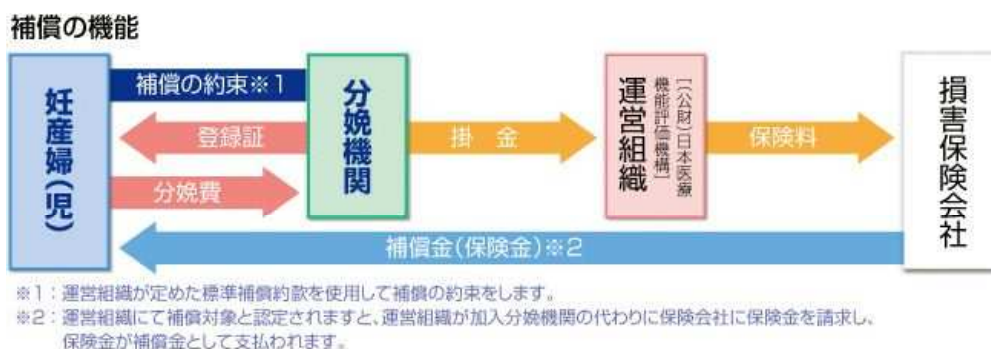
運営組織＝公益財団法人日本医療機能評価機構

公益財団法人日本医療機能評価機構は、本制度の運営組織として、分娩機関の制度加入手続、保険加入手続、掛金の集金、補償対象の認定、長期の補償金支払手続（保険金請求手続）、原因分析および再発防止等の制度運営業務を行います。

分娩機関

本制度に加入する分娩機関は、補償開始日以降に自ら管理する全ての分娩について補償を約束します。また、分娩機関は、運営組織に取扱分娩数を申告し、これに応じた掛金を支払います。運営組織にて補償対象と認定されると、保険会社から児の保護者へ補償金となる保険金が支払われます。

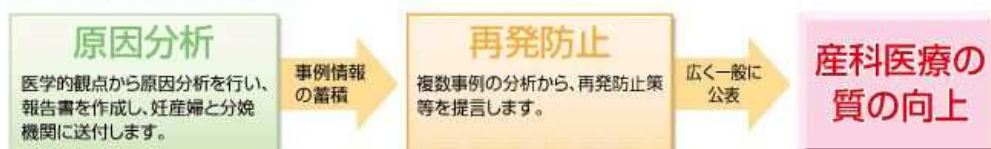
制度の仕組みについて



この制度は分娩機関が加入する制度です。従いまして、補償に向けた掛金は分娩機関が支払います。

加入分娩機関で出産された場合（22週以降の分娩）には出産育児一時金等に掛金相当額が加算されます。

原因分析・再発防止の機能



補償内容と掛金について

補償対象

2009年1月1日以降に出生したお子様で、次の基準をすべて満たす場合、補償対象となります。

なお、2009年1月1日から2014年12月31日までに出生した場合と、2015年1月1日以降に出生した場合で、在胎週数や出生体重の基準、および在胎週数28週以上の「所定の要件」が異なります。

2009年1月1日から2014年12月31日までに出生したお子様の場合

- (1) 出生体重**2,000g**以上かつ在胎週数**33週**以上、または在胎週数28週以上で所定の要件
- (2) 身体障害者手帳1・2級相当の脳性麻痺
- (3) 先天性や新生児期の要因によらない脳性麻痺

2015年1月1日以降に出生したお子様の場合

- (1) 出生体重**1,400g**以上かつ在胎週数**32週**以上、または在胎週数28週以上で所定の要件

- (2) 身体障害者手帳1・2級相当の脳性麻痺
- (3) 先天性や新生児期の要因によらない脳性麻痺

[詳細はこちらをクリックしてください。](#)

補償金額

補償内容	支払回数	補償金額
準備一時金（看護・介護を行う基盤整備のための資金）	1回	600万円
補償分割金（看護・介護費用として毎年定期的に支給）	20回	120万円／年

掛金（1分娩（胎児）あたり）

本制度の掛金は、1分娩（胎児）あたり、以下の通りとなります。

2009年1月1日から2014年12月31日までに出生したお子様の場合

産科医療補償制度専用 Webシステム	利用する場合	30,000円／1分娩（胎児）
	利用しない場合	30,500円／1分娩（胎児）

2015年1月1日以降に出生したお子様の場合

産科医療補償制度専用 Webシステム	利用する場合	16,000円※／1分娩（胎児）
	利用しない場合	16,500円／1分娩（胎児）

※ 本来必要となる掛金の額は、1分娩あたり24,000円となりますが、本制度の剰余金から1分娩あたり8,000円が充当されるため、分娩機関から支払われる1分娩あたりの掛金は16,000円となります。

原因分析・再発防止について

原因分析

補償対象と認定されると、分娩機関等から提出された診療録・助産録、検査データ、診療体制等に関する情報、および児・保護者からの情報等に基づいて医学的観点から原因分析が行われます。脳性麻痺発症の原因、診療行為等の医学的評価、再発防止の提言などについて取りまとめた原因分析報告書が保護者と分娩機関へ送付されます。また、本制度の透明性を高めることと、再発防止や産科医療の質の向上を図ることを目的として、原因分析報告書の「要約版」が公表されます。

[詳細はこちらをクリックしてください。](#)

なお、原因分析は医学的観点から行われ、分娩機関の過失の有無を判断するものではありませんが、一般的な医療から著しくかけ離れていることが明らかで、かつ、産科医療として極めて悪質であることが明らかなケースについては、医療訴訟に精通した弁護士等から構成する調整検討委員会に諮って、法律的な観点から審議します。

再発防止

原因分析された個々の事例を体系的に整理・蓄積して、複数の事例を分析して、再発防止策等を提言した「再発防止に関する報告書」等を取りまとめます。これらの情報を国民や分娩機関、関係学会・団体、行政機関等に提供することにより、再発防止および産科医療の質の向上を図ります。

[詳細はこちらをクリックしてください。](#)

その他

厚生労働省のホームページにおいても、産科医療補償制度の関連通知等が掲載されています。

[ご覧になりたい方は、こちらをクリックしてください。](#) 